

第 2 次

能代市一般廃棄物処理基本計画

「じょうずに使ってリサイクル
心がけから行動へ」

平成 3 0 年 3 月

能 代 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	3
4. 広域的取組の推進	3
5. 計画の進行管理	3

第2章 能代市の概要

1. 位置・地勢・面積・人口	4
2. 能代市の概要	4

第3章 一般廃棄物処理の現状と課題

(1) ごみ処理	6
1. ごみ処理の現状	6
2. ごみ処理の実績	8
3. 資源化の状況について	10
4. 最終処分の状況	11
5. ごみ処理の現状と課題について	12
(2) し尿及び生活雑排水処理	13
1. し尿及び生活雑排水処理の状況について	13
2. し尿及び生活雑排水処理の実績について	14
3. し尿及び生活雑排水処理の課題について	15

第4章 一般廃棄物処理基本計画

(1) ごみ処理	16
1. ごみ処理に係る理念・目標	16
2. ごみ処理の基本方針	16
3. ごみ排出量の推計	17
4. 基本目標の設定、前計画の達成状況	17
5. 目標達成に向けたごみ処理の施策について	21
(2) し尿及び生活雑排水処理	26
1. し尿及び生活雑排水処理に係る理念について	26
2. し尿及び生活雑排水処理の基本方針について	26
3. し尿及び生活雑排水処理人口の推移について	26
4. 基本目標について	27
5. 目標達成に向けて	27

資料編	30
-----	----

1. 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が処理責任を負う一般廃棄物の処理に関する事項を定めています。

現代社会において、ごみは人間が生活をしていく中でほぼ確実に発生します。また、資源は限りあるものであり次の世代が困窮することの無いよう、社会の仕組みや人間の諸活動を極力、環境に負荷を与えない循環型の社会システム構築が必須と考えます。

これを果たすためにも私たちはごみに対する意識を高め、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進していき、循環型社会形成に寄与していかなければなりません。

国においては、平成 25 年度に「第三次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）が策定され、毎年点検・見直しが行われており、平成 28 年 9 月には環境省よりごみ処理基本計画策定指針が示されました。同計画及び指針では循環型社会の形成はもちろん、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑えるといった低炭素社会づくりをはじめ、自然との調和および共生となる地域循環圏の社会を構築していくことを進めており、特に、近年ではライフサイクルコストの観点から、全国的にリサイクルに比べて取組が遅れていた 2R（リデュース・リユース）による廃棄物の発生、排出の抑制に力を入れる取組が強まっています。

秋田県では、平成 28 年に「第 3 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」（以下、「秋田県循環基本計画」という。）が策定され、国の動向を踏まえて 3R の推進と地域循環圏の形成等の施策を掲げております。

このような背景を踏まえ、本市においても循環型社会実現に向け、廃棄物行政の様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図るべく、本計画を策定するものです。

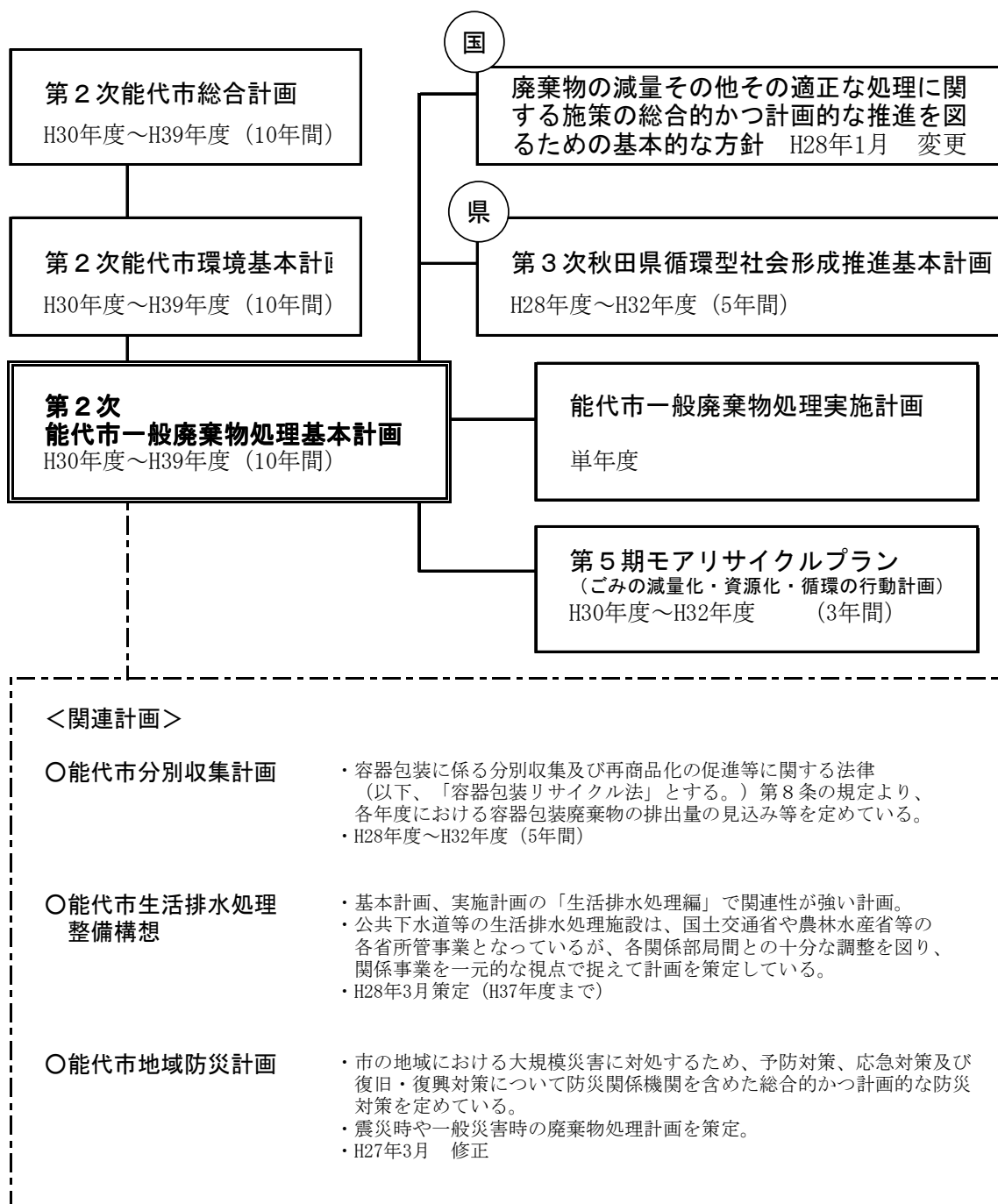
2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、能代市の最上位計画である「第 2 次能代市総合計画」及び「第 2 次能代市環境基本計画」に準じて策定しています。その他、本市の策定した計画に関連があるものとしては、「能代市分別収集計画」「能代市生活排水処理整備構想」「能代市地域防災計画」があります。

また、国が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」や、秋田県が策定した「第 2 次秋田県循環型社会形成推進基本計画」においても一般廃棄物の減量化に関する施策等が掲げられています。

このような中で、本計画は長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

関連する計画との体系



3. 計画期間

この計画は、平成30年度から平成39年度までの10年間（前期5年、後期5年）とします。

なお、この計画は、概ね5年後に見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直すものとします。

4. 広域的取組の推進

一般廃棄物の処理は、財政的・技術的な理由から、複数の自治体による広域的処理が全国的に行われており、ごみ処理については、本市を含む1市3町（能代市、藤里町、三種町、八峰町）で構成する「能代山本広域市町村圏組合」で焼却処理、破碎、選別などの中間処理を南部清掃工場と北部粗大ごみ処理工場において広域的に行っておりますが、現施設の老朽化が進んでいるため、平成37年度稼働に向けて両施設が新たに建設される予定となっております。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可する業者により収集され、能代地域は「能代山本広域市町村圏組合」が運営する「中央衛生処理場」で、二ツ井地域は本市を含む2市1町1村（能代市、北秋田市、藤里町、上小阿仁村）で構成する「北秋田市周辺衛生施設組合」が運営する「米代流域衛生センター」で処理しております。

なお、「米代流域衛生センター」は平成31年度末で廃止され、「北秋田市周辺衛生施設組合」が解散する予定であることから、二ツ井地域のし尿及び浄化槽汚泥については、平成32年度から、「中央衛生処理場」で処理することとしております。

本計画を実施するにあたっては、周辺市町村と連携を図りながら、より効果的・効率的な事業展開を模索していきます。

5. 計画の進行管理

ごみの排出・処理量、資源化率等の数値目標と目標を達成すべく市の個別施策を設定し、数値目標については「能代市一般廃棄物処理実施計画」において、市の個別施策については「モアリサイクルプラン」において、達成状況・進捗状況について進行管理を行っていきます。

1. 位置・地勢・面積・人口

能代市は、秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接しています。また県都秋田市には60キロメートル～80キロメートルの圏内にあります。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する1級河川米代川が市域の中央を東西に流れ日本海に注ぎます。下流部には能代平野が広がり、その両側は、広大な台地が広がり大部分が農地として活用されています。また東南部は、房住山を主体になだらかな丘陵地となっています。西部は、日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在しています。



気候は、四季の移り変わりが明瞭です。対馬暖流の影響により、年間の平均気温は10度前後と温暖ですが、冬は低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、降雪日数は平均70日程度あります。

面積は426.950平方キロメートル（東西約30キロメートル、南北約35キロメートル）で、秋田県の面積の3.7%を占めています。地目別では、山林・原野が26.4%（約113平方キロメートル）、農用地が20.2%（約86平方キロメートル）で、宅地は4.1%（約17平方キロメートル）となっています（平成22年1月1日現在、平成22年版「能代市の統計」から）。

能代市の人口は、能代市と二ツ井町が合併した平成18年には63,985人であったが、その後年々減少しており、平成28年には55,784人となっています。

※面積は国土地理院が電子国土基本図から直接計測する方法に変更したことにより平成26年10月1日付けで修正

2. 能代市の概要

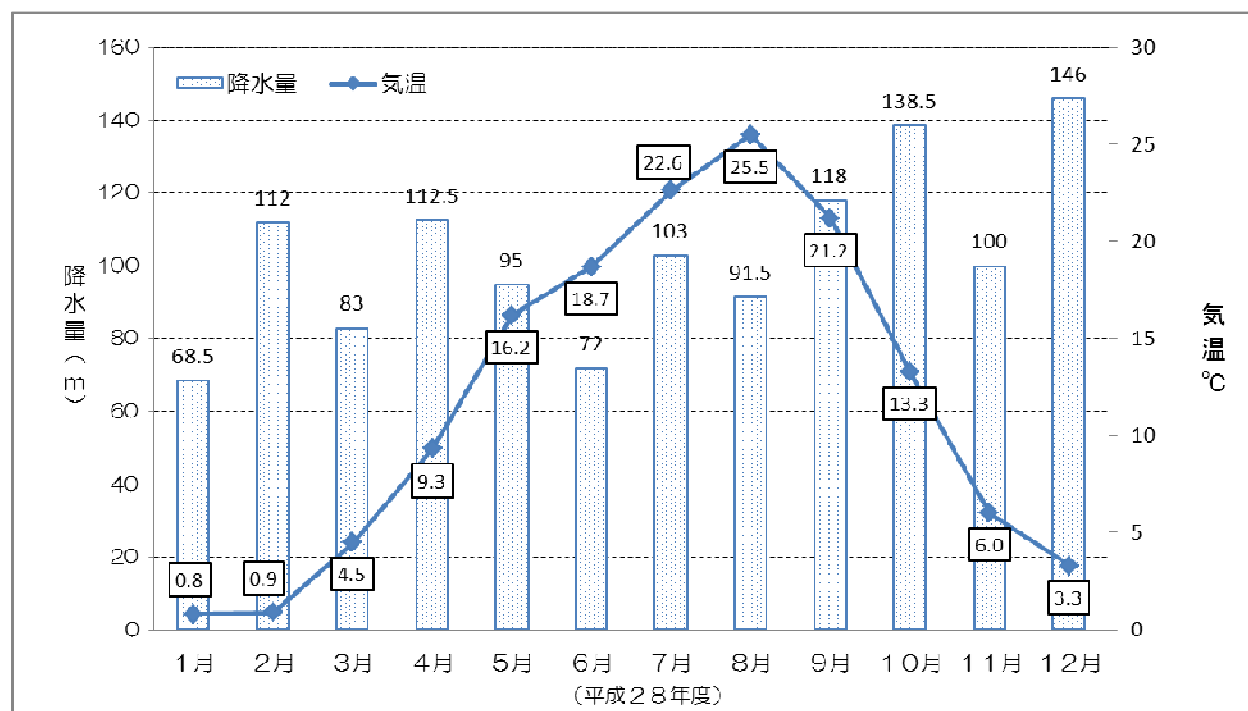
母なる米代川で固く結ばれた能代市と二ツ井町は、地域の生き残りをかける強い意志をもって合併し、平成18年3月21日に新しい能代市が誕生しました。

これまで、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統ある文化や風習が培われ、さらには地域の活力につながる社会基盤も着実に築かれてきました。

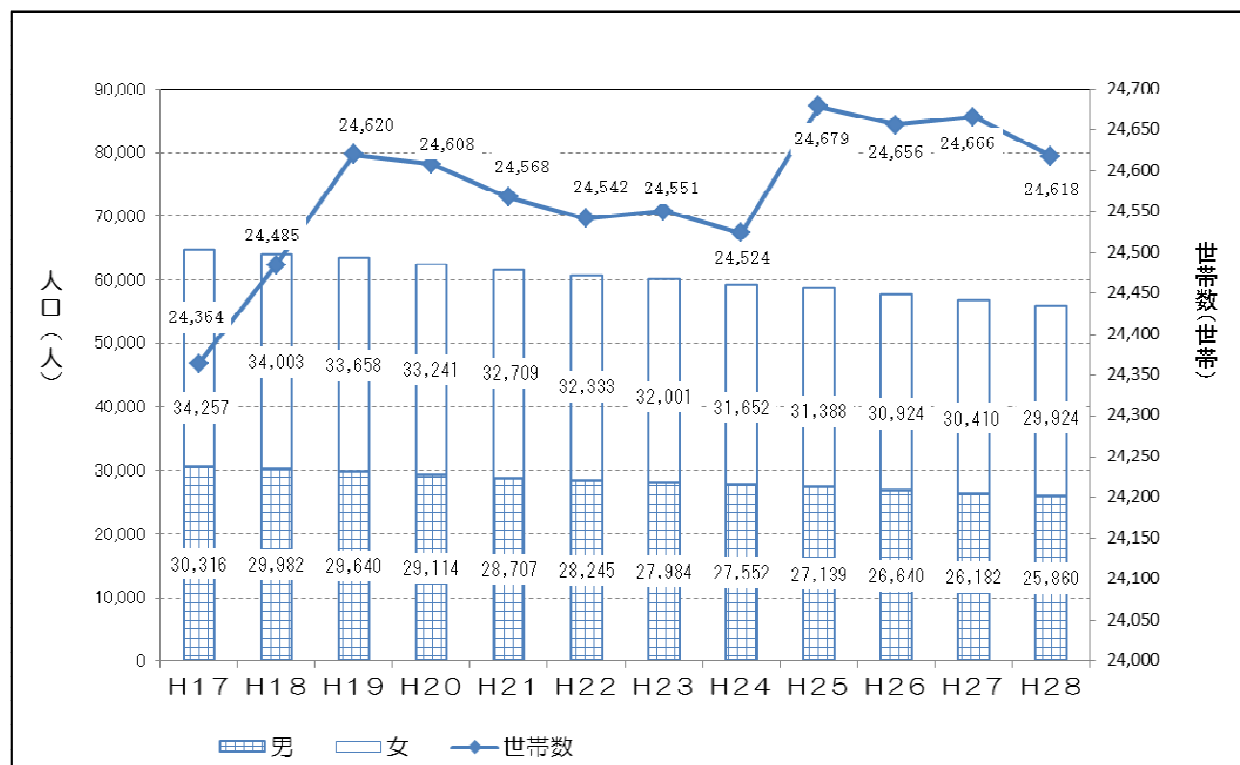
世界自然遺産白神山地と、それに連なる山々、今に受け継がれる風の松原、夕日を鮮やかに映し出す日本海は、地域の誇れる宝です。

高速道路の整備が進み、インターチェンジが相次いで開通しました。エネルギー港湾として発展してきた能代港は、秋田県北部に展開するエコタウン構想と相まって、リサイクル関連貨物を取り扱う拠点港【リサイクルポート】として期待が高まっています。

能代市の年間降水量と気温



能代市の人口の推移



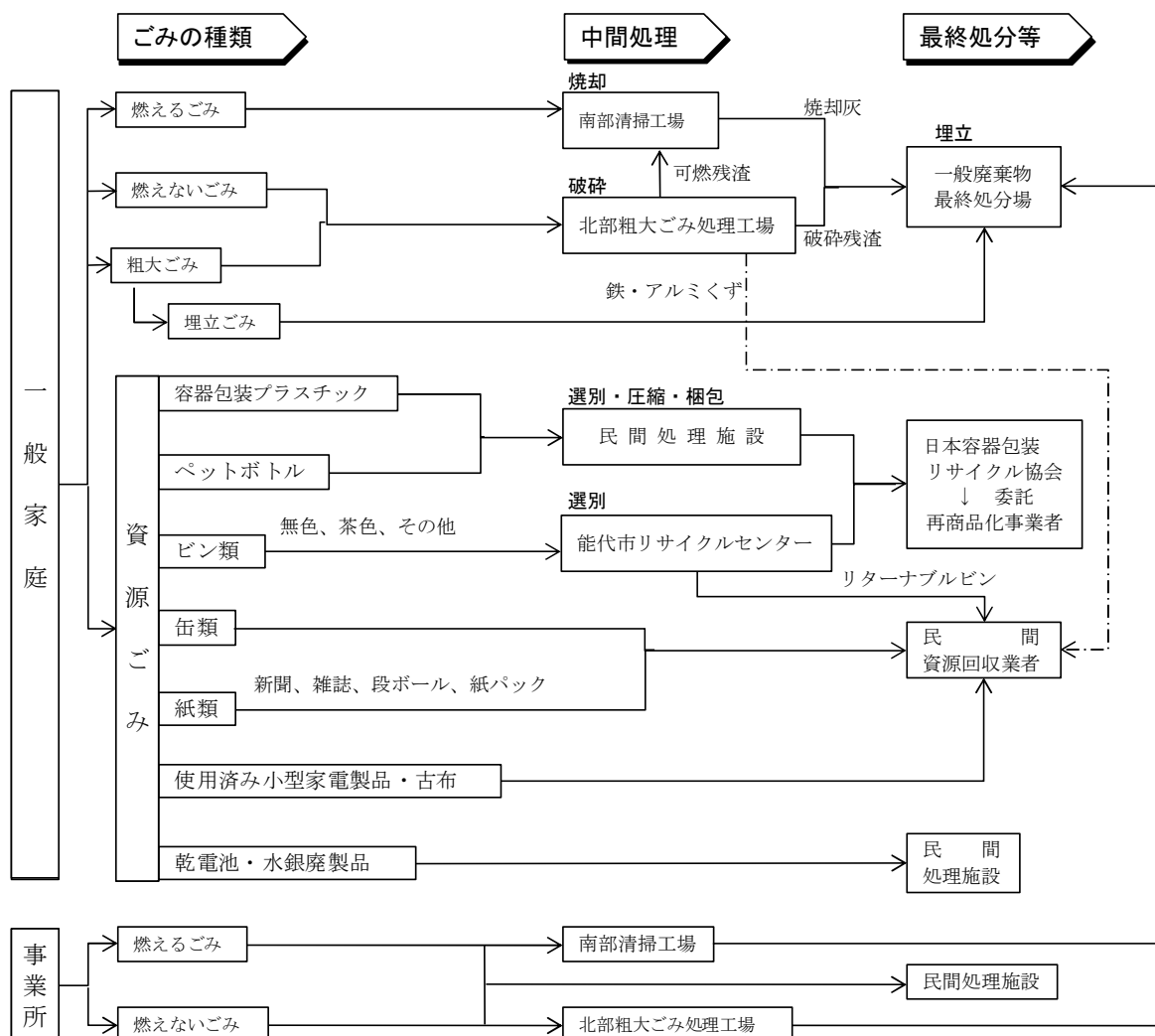
(1) ごみ処理・・・・・・・・・・・・・・・・

1. ごみ処理の現状

①ごみ処理の流れ

能代市の一般家庭から排出されるごみは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」に大別されます。このうち「資源ごみ」は更に「缶類」、「ビン類」、「ペットボトル」、「紙類」、「容器包装プラスチック」、「使用済み小型電子機器」、「古布」、「乾電池」、「水銀廃製品」に分類しています。なお、「粗大ごみ」には「埋立ごみ」が含まれます。

中間処理は、焼却処理施設として能代山本広域市町村圏組合が運営する南部清掃工場があり、破碎処理施設として北部粗大ごみ処理工場があります。資源ごみ関連の処理施設としては、ビン類を選別する能代市リサイクルセンターと、ペットボトルと容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包を行う民間の処理施設があり、再商品化事業者へ引渡しをしています。最終処分は、中間処理後の焼却残渣等を能代市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。事業所から発生するごみは、能代山本広域市町村圏組合の施設等を利用し、事業者自ら処理するか許可業者へ委託して処理しています。



②収集及び運搬

■家庭系ごみ（一般廃棄物）

家庭から排出されるごみの収集運搬は、業者委託により対応しています。

■事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業所から排出されるごみは、事業者が処理施設に自己搬入するか、能代市が許可した収集運搬業者に委託し処理するか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に従って自ら処理することとしています。

平成29年12月1日現在

区 分		処理主体	収集回数	収集容器等	収集方法	収集運搬体制
家庭系 資源物	燃えるごみ		週 2 回	指定袋	ステーション方式 委託 2,961 箇所	委託 21 台
	燃えないごみ		月 2 回（能） 月 1 回（二）	指定袋		
	粗大ごみ		随 時（能）	証紙（シール）	戸別有料	
	埋立ごみ		月 1 回（二）	貼付		
	紙類	月 2 回	紙ひもで結束	ステーション方式 委託 1,253 箇所		
	缶類	月 2 回	ネット			
	容器包装プラスチック	月 4 回	指定袋			
	ビン	月 2 回	コンテナ			
	ペットボトル	月 2 回	ネット	拠点回収ステーション 委託 10 箇所 （容器包装プラスチック・乾電池は除く）		
	乾電池	年 2 回	透明な袋			
	古布	年 1 回	透明な袋	指定の場所へ持込	自己搬入	
	使用済小型電子機器	随 時		指定の場所へ持込		
	水銀廃製品	随 時		地域センター等へ持込		
	事業系	燃えるごみ		自己搬入 若しくは 戸別契約		自己搬入 若しくは 戸別
燃えないごみ						
埋立ごみ						

※（能）は能代地区、（二）は二ツ井地区

※水銀廃製品は、平成30年度から収集方法が変更予定。

③中間処理及び最終処分

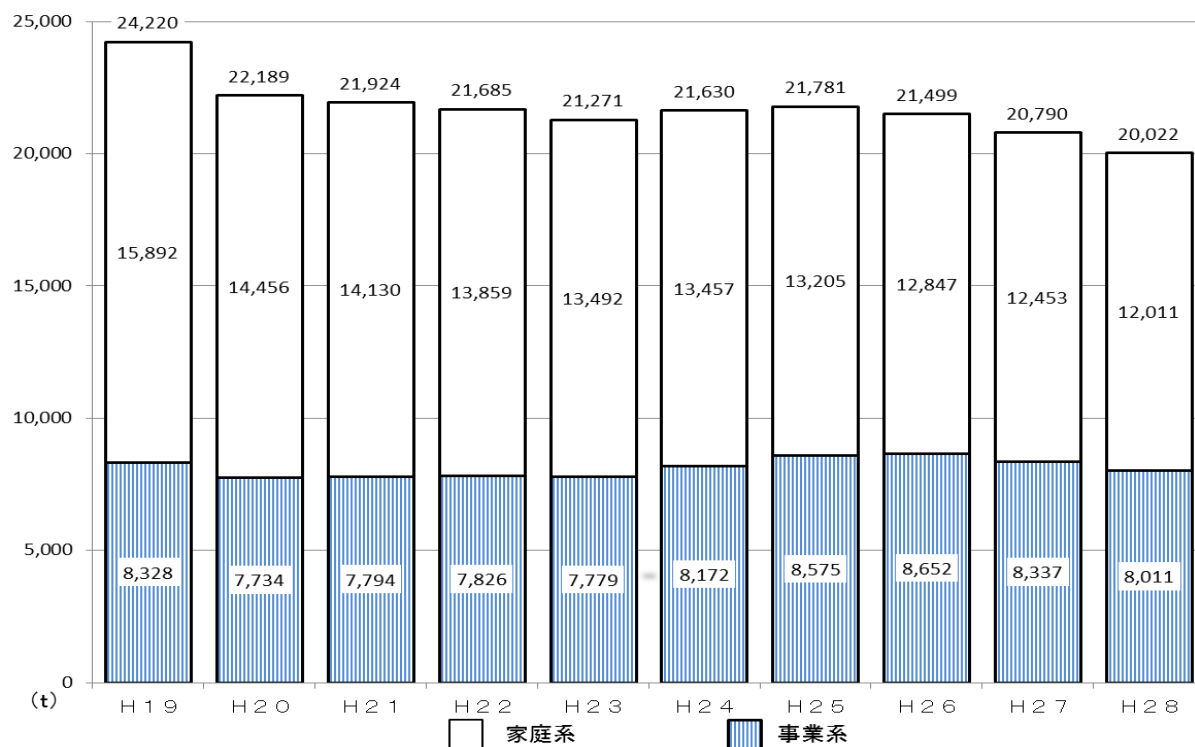
区分	施設名称	処理方式	処理能力	竣工年月
中間処理	南部清掃工場	全連続燃焼式 （ストーカ式）	144t／24時間	H7.3 H14.3（改造）
	北部粗大ごみ処理工場	横軸回転式及び剪断式	30t／5時間	S61.3
	能代市リサイクルセンター	ガラス色選別	4.2t／5時間	H12.4
	民間処理施設へ処理委託 （民間委託：畑クリーンサービス㈱）	容プラ・ペットボトル 圧縮梱包	2.5t／5時間	H20.3
最終処分	能代市一般廃棄物最終処分場		40,404㎡（旧） 14,320㎡（新）	S52.12（旧） H6.3（新） H21.1（新：軽微変更）

※南部清掃工場は、平成24～26年度に施設延命化のための基幹的設備改良工事を施工

※能代市一般廃棄物最終処分場は、平成29～34年度に施設延命化工事を施工予定

2. ごみ処理の実績

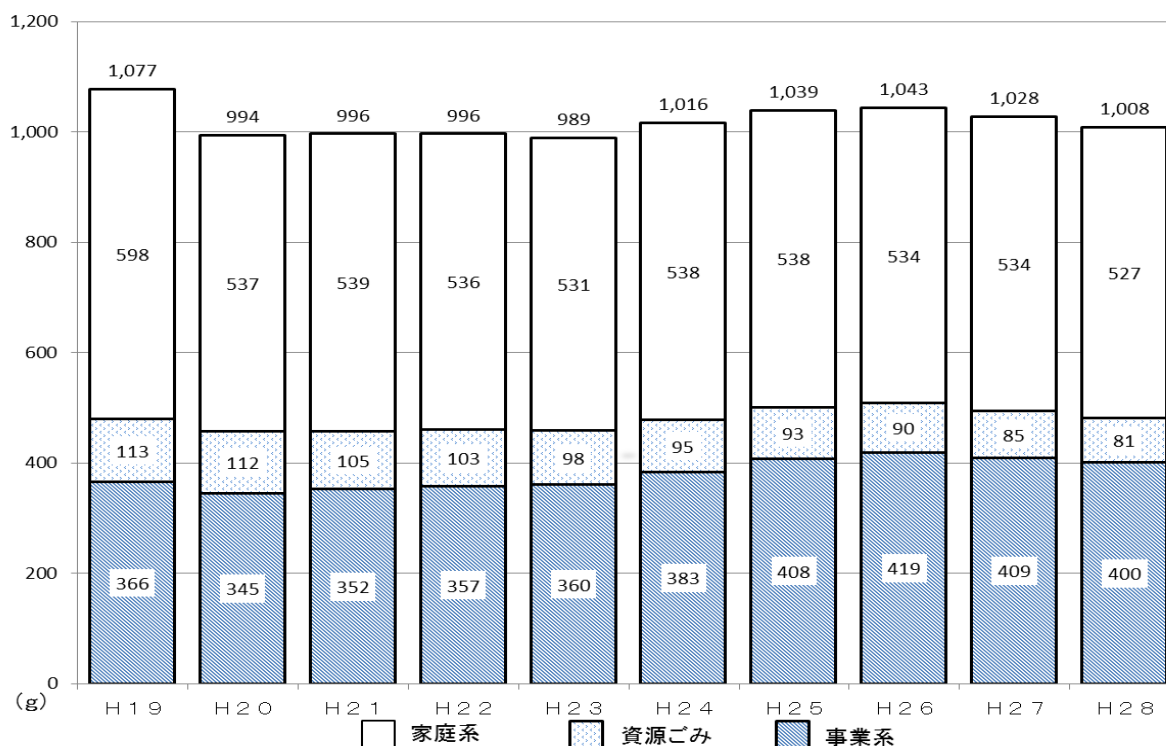
① ごみ排出量の推移



※ごみ排出量とは、市が収集している収集ごみ、市民や事業所が清掃工場等へ直接搬入している直接搬入ごみの総和を指します。

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合があります。

② 1人1日当たりのごみ排出量の推移



※「1人1日当たりのごみ排出量」算出式

(年間収集量+年間直接搬入量+資源ごみ等集団回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数 (365日又は366日)

※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合があります。

③ ごみ処理実績の推移

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
生活系ごみ	燃えるごみ	11,240.08	11,029.89	10,780.42	10,509.06	10,188.00
	不燃ごみ	381.69	411.06	412.31	392.98	364.57
	燃えないごみ	360.14	391.23	385.68	370.25	341.99
	粗大ごみ	13.78	15.24	14.45	12.52	13.46
	埋立ごみ	7.77	4.59	12.18	10.21	9.12
	資源ごみ	(74.92) 1,835.53	(80.24) 1,764.43	(76.29) 1,654.15	(71.90) 1,551.21	(68.48) 1,458.62
	紙 類	(69.92) 974.63	(74.87) 919.23	(70.26) 814.35	(64.04) 744.48	(62.52) 680.62
	缶 類	(4.45) 128.19	(5.09) 115.01	(5.98) 131.30	(5.92) 122.51	(4.37) 106.39
	びん類	(0.55) 446.95	(0.28) 462.05	(0.05) 449.32	(1.94) 433.51	(1.59) 400.07
	ペットボトル	110.69	106.28	103.06	97.55	97.95
	容器包装プラスチック	158.68	145.31	138.84	137.81	135.80
	乾電池	16.39	15.68	16.45	14.12	16.69
	古布					20.26
	使用済小型電子機器		0.87	0.83	1.23	0.84
	小 計	13,457.30	13,205.38	12,846.88	12,453.25	12,011.19
事業系ごみ	燃えるごみ	7,565.29	7,949.99	8,024.98	7,714.82	7,422.27
	不燃ごみ	607.17	625.20	626.79	621.76	588.45
	燃えないごみ	423.70	482.82	465.82	461.05	437.82
	埋立ごみ	183.47	142.38	160.97	160.71	150.63
	小 計	8,172.46	8,575.19	8,651.77	8,336.58	8,010.72
合 計		21,629.76	21,780.57	21,498.65	20,789.83	20,021.91

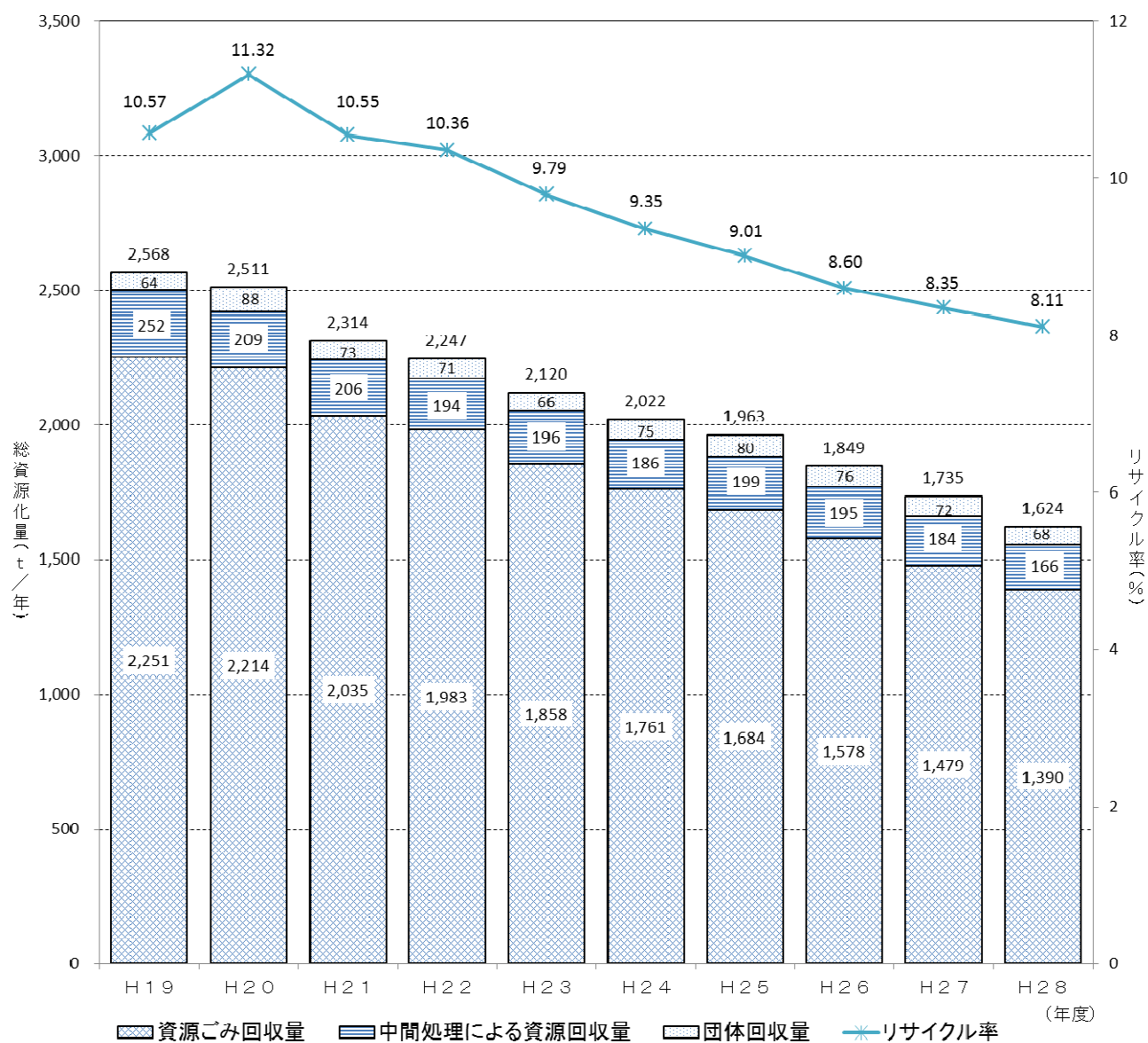
※資源ごみ欄の２段表示中、上段（ ）は集団回収量を示し、下段は集団回収量を含む処理量を表します。

※使用済小型電子機器は平成２５年度から、古布は平成２８年度から収集を開始しました。

3. 資源化の状況について

資源ごみは、ごみステーションから収集されるものだけでなく、中間処理施設において、粗大ごみ等の処理の過程で資源化できるものを回収することにより、リサイクル率の向上を図っています。しかし、市の処理ルートを経由しない資源回収事業者等の増加により、名目上のリサイクル率は減少する傾向にあります。現在、市の資源化の全体像を把握するため、市の処理ルートを経由しない資源回収量についても出来る限り詳細に調査を実施する必要があります。

○リサイクル率及び総資源化量の推移



※ リサイクル率は、総資源化量（資源ごみ収集量＋中間処理による資源回収量＋集団回収量）を、ごみの発生量（ごみ排出量＋集団回収量）で割った数値です。

※ 数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合があります。

4. 最終処分の状況

収集されたごみは、中間処理施設で処理された後、資源として再利用できるものを回収し、残ったものが適正に埋立処分されます。

① 埋立処分量^{※1}の推移

名 称	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	28 年度末 残余容量
能代市一般廃棄物最終処分場(新)	4,121.2 t	4,058.0 t	4,071.4 t	4,107.8 t	4,181.6 t	4,382.2 t	3,889.9 t	17,633 (23,371) m ³

※1「埋立処分量」は、中間処理後の焼却灰や破碎残渣、直接搬入される埋立ごみの総和を指します。

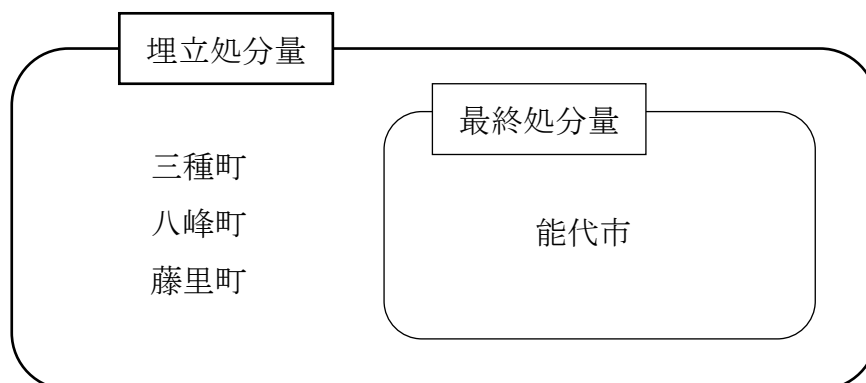
なお、能代市一般廃棄物最終処分場（新）の埋立処分量には、能代山本広域市町村圏組合の施設（南部清掃工場、北部粗大ごみ処理工場、中央衛生処理場）から排出された埋立ごみも含まれます。

※（ ）内は覆土厚 0.5m 時の残余容量

② 最終処分量^{※2}の推移

名 称	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
能代市一般廃棄物最終処分場(新)	2,869t	2,919t	3,006t	2,943t	2,782t

※2「最終処分量」は、埋立処分量中、能代市から排出されたごみの分を示します。



5. ごみ処理の現状と課題について

① ごみ減量化・資源化

家庭系ごみは平成20年度から容器包装プラスチック、平成25年度から使用済小型電子機器、平成28年度からは古布回収、平成29年度からは水銀廃製品の分別回収を開始しており、年々ごみの細分化が進んでおります。しかし、1人当たりの家庭ごみの排出量は平成20年度に大幅に削減したものの、それ以降はほぼ横ばいとなっております。分別によるごみの減量はある程度進んでいるものと考えられますが、一般市民からは分かりにくい・面倒などといった意見も少なからず寄せられています。今後、市民への分別意識の高揚と、家庭でのごみの発生抑制を推進していく必要があります。

これに対して事業系ごみは平成23年度まで減少傾向で推移しておりましたが、平成24年度から平成26年度まで介護系事業所等からのごみの排出量が一時的に増加しており、計画で掲げた数値目標を達成できていないことから、平成26年度に事業者向けにごみの排出状況に関するアンケートを実施し、これをもとに平成28年度に事業者向けのパンフレット「ごみの減量化・適正処理の手引き」を作成・配布しております。今後は事業系ごみの排出者へ減量意識を定着させるための対策が求められます。

資源化率については、使用済小型電子機器の分別回収や燃えないごみからの有用金属の回収、資源ごみ回収団体への支援等により資源化は進んでいるものの、民間事業者への持ち込みにより目標数値は未達成となっています。今後、目標値の出し方について見直しが必要とされています。

② 収集運搬

能代市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画によると、65歳以上の高齢者が占める割合が平成26年度は35.5%でしたが、平成37年度には43.6%まで上昇すると見込んでおり、着実に高齢化が進んでいます。

市では家庭系ごみをステーション収集方式としているため、自宅からステーションまでの距離がある高齢者世帯から、年を重ねるにつれてごみ出しが体力的に難しくなるという声が昨今多く寄せられるようになりました。

今後、高齢化は更に進むものと思われますので、収集運搬経費との兼ね合いが取れる範囲で高齢者にやさしい収集運搬体制の検討が求められると考えます。

③ 最終処分

現在の埋立処分量の傾向から、能代市一般廃棄物最終処分場（新）は平成36年度で満杯となる見込みです。このため、ごみの減量化や資源化を推進して少しでも施設寿命を延ばす努力を行うほか、平成37年度以降の最終処分について検討していく必要があります。

(2) し尿及び生活雑排水処理

1. し尿及び生活雑排水処理の状況について

① 処理の流れ

し尿及び浄化槽汚泥は、市が許可する許可業者により収集され、能代地域は中央衛生処理場へ、二ツ井地域は米代流域衛生センターへと運搬され処理されます。処理工程で発生した汚泥は脱水機により脱水し、乾燥、焼却処理されます。焼却残渣は能代市一般廃棄物最終処分場及び北秋田市周辺衛生施設組合で管理する最終処分場で埋め立て処分されます。平成31年度末で米代流域衛生センターへの受入れが停止されることから、平成32年度から二ツ井地域のし尿及び浄化槽汚泥についても中央衛生処理場へ運搬され処理されることとなります。平成32年度からは、秋田県北地区広域汚泥資源化事業に伴う施設へ脱水汚泥を搬入し、資源化されることとなっております。

下水道や合併処理浄化槽、農業集落排水施設の未使用家庭では、し尿汲み取り、炊事・洗濯等の生活雑排水は未処理のまま排出されているため、公共用水域の環境に大きな負荷を与えており、生活雑排水に対する早期対策が必要です。

また、平成29年3月現在の生活排水処理率は、下水道と合併処理浄化槽、農業集落排水施設の普及により約67%であり、生活排水を処理しないまま排出する人の割合がおよそ3割を占めています。

② し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、中央衛生処理場及び米代流域衛生センターで処理しています。それぞれ能代山本広域市町村圏組合、北秋田市周辺衛生施設組合が施設運営を行っております。

施設名	中央衛生処理場	米代流域衛生センター
所在地	能代市河戸川字西山下1-2	北秋田市脇神字三ツ屋岱1-1
処理能力	120K ^{リットル} /日 し尿 : 93K ^{リットル} /日 浄化槽汚泥 : 27K ^{リットル} /日	100K ^{リットル} /日 し尿 : 80K ^{リットル} /日 浄化槽汚泥 : 20K ^{リットル} /日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式 +高度処理方式	高負荷脱窒素処理方式 +高度処理方式
供用開始年月	平成11年4月 平成19年4月(変更)	平成6年4月
構成団体	能代市(能代地域)、三種町、八峰町 ※平成32年度より能代市(二ツ井地域)、藤里町が加入	北秋田市、上小阿仁村、藤里町、 能代市(二ツ井地域)

※米代流域衛生センターは平成31年度末で受入れ停止

2. し尿及び生活雑排水処理の実績について

区 分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
		実 績	実 績	実 績	実 績	実 績
1.計画処理区域内人口		58, 527	57, 564	56, 592	55, 784	54, 887
	能代地域	48, 465	47, 748	47, 030	46, 418	45, 772
	二ツ井地域	10, 062	9, 816	9, 562	9, 366	9, 115
2.水洗化(生活雑排水処理)人口		30, 075	31, 642	32, 379	32, 830	33, 155
	能代地域	25, 947	27, 189	27, 942	28, 413	28, 730
	二ツ井地域	4, 128	4, 453	4, 437	4, 417	4, 425
(1)下水道		16, 539	17, 631	18, 442	18, 911	19, 286
	能代地域	16, 539	17, 631	18, 442	18, 911	19, 286
	二ツ井地域	0	0	0	0	0
(2)合併浄化槽		13, 285	13, 768	13, 699	13, 689	13, 636
	能代地域(人口)	9, 157	9, 315	9, 262	9, 272	9, 211
	〃 (基数)	2, 312	2, 390	2, 402	2, 495	2, 513
	二ツ井地域(人口)	4, 128	4, 453	4, 437	4, 417	4, 425
	〃 (基数)	1, 442	1, 451	1, 497	1, 540	1, 577
(3)農業集落排水		251	243	238	230	233
	能代地域	251	243	238	230	233
	二ツ井地域	0	0	0	0	0
3.水洗化(生活雑排水未処理)人口		1, 259	1, 239	1, 222	1, 173	1, 151
(単独処理)	能代地域(人口)	470	459	445	412	390
	〃 (基数)	163	168	162	150	147
	二ツ井地域(人口)	789	780	777	761	761
	〃 (基数)	253	251	249	249	249
4.非水洗化人口		27, 193	24, 683	22, 991	21, 781	20, 581
	能代地域	22, 048	20, 100	18, 643	17, 593	16, 652
	二ツ井地域	5, 145	4, 583	4, 348	4, 188	3, 929
5.し尿処理量(KL)		19, 496	19, 448	18, 298	17, 623	17, 125
	能代地域	15, 814	15, 803	15, 002	14, 493	14, 112
	二ツ井地域	3, 682	3, 645	3, 296	3, 130	3, 013
6.汚泥処理量(KL)		13, 441	13, 705	14, 157	13, 986	13, 424
	能代地域	8, 090	8, 094	8, 512	8, 450	7, 825
	うち農業汚泥(m³)	126	111	131	130	130
	二ツ井地域	5, 351	5, 621	5, 645	5, 536	5, 599

3. し尿及び生活雑排水処理の課題について

今後、下水道整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、徐々に減少していくことが予想されますが、下水道の整備には相当の期間を要することから、当面急激な変化はないものと考えられます。

当市でも前述のとおり生活排水処理率は 7 割程度の状況であり、河川の水質汚濁の原因の 1 つになっています。このため、下水道の整備を推進するとともに、下水道計画区域外においては合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理率の向上を図っていくことが課題となっています。

また、近年における生活様式等の変化に伴い、生活雑排水は、質的、量的にも変化してきており、処理基準に応じた適正処理が不可欠になっています。

(1) ごみ処理・・・・・・・・・・・・・・・・

1. ごみ処理に係る理念・目標

人間は、自らを取り巻く環境の中から食料や原料という形で資源を採取し、不用物を排出しながら生活しています。このことは、換言すれば、環境から多くの恵沢を受けるとともに、環境に影響を及ぼしながら活動しているということになります。

しかしながら、これまでの人口の増大と社会経済活動の拡大に伴い、環境の復元能力を超えた資源採取や不用物の排出により環境の汚染などの問題が発生しており、日々の市民生活、経済社会活動に直接関わるものであり、一日も放置できない重要な課題となっています。

地球環境問題の基本ともいえるこの廃棄物問題に対処するため、全国の各自治体においても廃棄物の排出の抑制や減量化、資源化等に取り組んでいますが、一方では、中間処理施設や最終処分場の設置等については、地域の合意形成が得にくくなるなど、廃棄物処理は大きな社会問題ともなっています。

このような背景の中で、本市においては「能代市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、廃棄物の排出等を抑制し、その再生利用を推進すること等により、廃棄物の減量化を図っていくこととしており、本計画に示された目標に向けた施策を着実に実行することが、この地域のみならず、ひいては地球規模の環境問題を解決することに結びつくこととなり、そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担しながら一体となって行動する必要があります。

2. ごみ処理の基本方針

- ① 廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること
(発生抑制：Reduce リデュース)
- ② 廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること
(再使用：Reuse リユース)
- ③ 再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること
(再生利用：Recycle リサイクル)
- ④ どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うこと
(廃棄物の適正処理の推進)

上記4項目を基本指針として、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの役割に応じて取り組むための責務を明確にし、その周知等に努めます。

3. ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、「収集・資源回収」については将来人口に分別区分ごとの原単位を乗じて算出します。「直接搬入ごみ」については、分別区分ごとに年間排出量を原単位とします。

なお、将来人口については、H22 と H27 の国勢調査の変化率に基づく5年毎の人口推計（コーホート変化率法：それ以外の年は5年間の変化数を割り返し）を用いて推計するものとし、分別区分ごとの原単位については、過去のデータを基に関数式をあてはめて推計しました。

区 分	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (中間目標年度)	平成39年度 (計画最終年度)
人 口 (人)	53,859	48,634	44,280
ご み 排 出 量 (t)	20,002	18,290	16,865
1人1日排出量 (g)	1,017	1,030	1,043
リサイクル率 (%)	8.11%	8.70%	9.00%
最 終 処 分 量 (t)	2,782	2,627	2,498

※人口の推計値は、日本統計協会の値を使用して推計を行ったものである。

4. 基本目標の設定、前計画の達成状況

本市における、ごみ減量、資源化、最終処分目標を次のとおり定めます。

基準年度は平成28年度とし、最終計画年度である平成39年度の目標数値を設定します。

なお、目標設定に際しては、可能な限り国や県の方針を考慮して、現状に合った目標値を設定します。

	国の目標値	県の目標値
排出量	約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 500g/人日	約25%削減 1人1日排出量%削減 (890g/人・日→500g/人・日)
再生利用量	約21%→約27%に増加	目標値なし
最終処分量	約14%削減	概ね70%削減 (56百t→17百t)

※ 国：平成24年度に対する平成32年度の目標値 ごみ処理基本計画策定指針（H28.9）

※ 県：平成12年度に対する平成32年度の目標値

（第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画による。H28.4策定（計画期間H28～H32））

①ごみの減量目標

■一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物を除く）

前計画基準年度 17年度	前計画目標値 29年度	達成見込み 29年度（見込）	基準年度 28年度	中間目標 34年度	最終年度目標 39年度
641g	500g 22%以上削減	518g 未達成	527g	512g 2.8%以上削減	500g 5.1%以上削減

【近年の傾向】

容器包装プラスチック分別が開始された平成20年度実績値で大幅に削減したものの、それ以降はほぼ横ばい傾向となっています。平成25年度から「使用済み小型電子機器」、平成28年度からは「古布」、平成29年度からは「水銀廃製品」の分別回収を実施しているが、目標達成には至っていません。

【目標数値設定の考え方】

国の目標値では平成24年度比12%（目標32年度）の削減率を設定しているが、ここ数年1人1日当たりの排出量は横ばいとなっている。秋田県内の市では500g/人日を下回っているところはなく、県内の分別状況を考慮しても今後大幅に減少することはないと考えられます。

この傾向を踏まえ、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に関する施策を以後推進することで、平成34年度の間目標値を平成28年度実績値の2.8%以上削減（512g）とし、最終年度である平成39年度の目標値を、5.1%以上削減（500g）を設定します。

■事業系ごみ（資源化物を除く）

前計画基準年度 17年度	前計画目標値 29年度	達成見込み 29年度（見込）	基準年度 28年度	中間目標 34年度	最終年度目標 39年度
8,581t	6,864t 15%以上削減	7,800t 未達成	8,010t	7,619t 4.9%以上削減	7,293t 9.0%以上削減

【近年の傾向】

基準年度から減量化されていますが、介護系事業所の増加などにより平成24年度から平成26年度まで一時増加しており、平成27年度からは減少となっています。景気の動向などにより排出量は増減するものと考えられ、詳細な分析は困難ですが、平成27年度以降、火力発電所関連で多くの事業者が入ってきている中で減少となっていることから、事業所からの排出が減少傾向にあると考えられます。

【目標数値設定の考え方】

国の目標削減率は12%以上削減となっており、火力関連の廃棄物も落ち着いてくるものと考えられるが、景気の影響により増減することもあるため、中間目標値を4.9%以上削減とし、最終年度目標値は9%以上削減と設定します。

②リサイクル率の目標

■市回収分のリサイクル率

前計画基準年度 17年度	前計画目標値 29年度	達成見込み 29年度（見込）	基準年度 28年度	中間目標 34年度	最終年度目標 39年度
11.3%	12.0%	7.98% 未達成	8.11%	8.70%	9.00%

■民間回収分を含むリサイクル率【新規】

基準年度 28年度	中間目標 34年度	最終年度目標 39年度
21.91%	24.69%	27.00%

【近年の傾向】

容器包装プラスチックの分別収集が始まった平成20年度は前年度比増となりましたが、それ以外は前年度比減が続いています。資源ごみについては市での回収を実施していますが、排出時に手間のかからない民間事業者への持込が多く、年々資源ごみの回収量が減少している状況となっています。また、毎年事業者からの資源ごみの回収量の調査を実施していますが、市外から搬出されたものもあり、市内のみの算出は難しいことから、実績値には含まれていません。資源ごみの排出量は調査していない民間業者もあることが考えられるため、現状の分析は難しいですが、市民アンケート等には資源ごみの分別については肯定的意見が多数を占めていることから、市民の分別意識は高い状態を維持しているものと考えられます。

【目標数値設定の考え方】

国の再生利用率目標値は、27%（平成32年度）を目指していますが、市内業者への持込が多数見られることから、市の実績値は約8%となっています。しかしながら、民間事業者へ搬入された分についても、市民が分別により排出された資源ごみであり、実際にリサイクルされている現状を考慮した場合、民間回収事業者の回収分も無視できないと考える。今後、市民へは民間事業者での回収についても情報提供していきながら、能代市全体のリサイクル率を上げて行きたいと考えています。

このことから、民間回収分についても目標値に組み入れることとし、市回収分のみのリサイクル率と、民間事業者回収分を含めたリサイクル率の2つを目標値として設定するものとします。

民間事業者回収分の数量については、市外から持ち込まれた分も含まれることから、市外分を把握している場合は市内分のみを算入、混在している、又はわからないものについては按分するなどして、実態に少しでも近づけるようにして、資源ごみ回収量を算出します。

市回収分の目標値については、平成28年度で8.11%となっており、年々減少している状況です。今後は、市での回収方法や分別等により回収量の増加を目指しますが、年々民間事業者へ搬入される量が増えているため、ほぼ横ばいと予想しています。

民間回収分を含む目標値については、市全体で分別意識が高まっており、今後家庭でのごみの発生抑制や事業所への資源化するための状況提供により、リサイクル率は増加となる見込みとなっています。

③最終処分量の減量目標

前計画基準年度 17年度	前計画目標値 29年度	達成見込み 29年度（見込）	基準年度 28年度	中間目標 34年度	最終年度目標 39年度
4,043 t	2,627 t 35%以上削減	2,679 t 未達成	2,782 t	2,627 t 5.6%以上削減	2,498 t 10.2%以上削減

【近年の傾向】

ごみの減量などにより、平成24年度まで順調に減量してきたが、事業系廃棄物の増加により、平成25年度から増加に転じた。北部粗大ゴミ処理工場での有用金属のピックアップや、資源ごみの回収等、最終処分されるごみの減量を進めてきておりますが、事業系ごみの増加により目標値の達成に至っていません。

【目標数値設定の考え方】

平成17年度から平成28年度までは30%以上の削減となったが、近年ごみの分別化がある程度進んだことにより、以前のような大幅な減少とはなっていません。

家庭ごみの一人一日当たりの減量目標が5.1%、事業系が9.0%となっているが、人口減少やし尿等の資源化も考慮して、最終処分量の目標値を10.2%以上削減と設定します。

5. 目標達成に向けたごみ処理の施策について

① 市の個別施策

＜目指すべき目標像＞

「じょうずに使ってリサイクル 心がけから行動へ」

1) ごみ減量とリサイクルの推進

1. ごみ減量の推進

A. 意識改革	
個別施策	内 容
広報やブログ等による情報提供	より効果的な周知方法の検討を行い、ごみの出し方やリサイクルのアイディア、イベントなどの情報提供に努めます。 また、ごみ処理に関するデータの公表の充実を図ります。
ごみ出前講座の開催	学校や地域組織向けのごみに関する講座を積極的に実施します。
ごみ処理施設見学会の推進	団体だけでなく、個人が参加しやすい方法によりごみ処理施設の見学会を実施します。
新たな報奨（支援）制度の検討	市域全体のモデルとなりうる活動を行う団体に対し、活動を支援します。

B. 発生抑制	
個別施策	内 容
生ごみ減量、堆肥化の促進	家庭から出る生ごみの減量、堆肥化を促進します。
学校給食の生ごみ減量、堆肥化の推進	給食生ごみの減量、堆肥化の方法を調査研究します。
ごみを出さないライフスタイルの推進	マイバッグ運動や簡易包装に加え、飲食店での食べきりや食材の使いきりなど、ごみを出さないライフスタイルを推進します。
事業者のごみを出さない販売の促進	事業者による使い捨て容器・食器の使用抑制や、在庫調整によるごみの発生抑制を促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

C. 再使用	
個別施策	内 容
リサイクルショップ等の利用の促進	リサイクルショップ等の利用を促進します。
フリーマーケットの利用促進	フリーマーケット等の情報を発信し、利用促進を図ります。
リターナブルびんの使用促進	市民と事業者を一体として、より効果的な手法の検討を行い、繰り返し使えるリターナブルびんの使用を促進します。
グリーン購入の促進	環境負荷ができるだけ小さい製品など、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を促進します。
事業者の再使用・再生利用しやすい商品づくりの促進	事業者によるリサイクルしやすい素材を使用した商品づくりや、修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及のための取り組みを促進するため、実践事例の紹介など各種情報提供を行います。

2. リサイクルの推進

D. リサイクルの推進	
個別施策	内 容
分別排出の徹底	ごみの分別方法や排出日について、より分かりやすい周知啓発を行うことなどにより、分別排出を徹底し、リサイクルを推進します。
事業者の自己責任によるリサイクルの促進	事業所から出される資源ごみ（古紙、ビン、缶など）を、事業者自らがリサイクル処理できるように情報を提供します。
資源物の集団回収運動の促進	町内会や子供会などの資源物回収団体を奨励金の交付により支援し、活動の安定化と回収団体数の増加を図ります。
店頭回収・拠点回収の促進	大型店だけでなく小型店にも資源物の店頭回収を要請し、実施店の拡大を図ります。 また、公共施設等での拠点回収についても維持・整備を図ります。
燃えないごみなどからの資源回収の推進	能代山本広域市町村圏組合に対して、燃えないごみなどを中間処理（破砕）する際は、金属等の資源回収を推進するよう働きかけます。

2) 適正処理の実施

E. 効率的で適正な分別収集	
個別施策	内 容
適正な排出の徹底	家電リサイクル法の対象物やホイール付きタイヤ、消火器、バッテリーなどの処理困難物については、処理方法の周知徹底を図ります。 また、ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物減量等推進員の協力も得ながら、市民からの問い合わせに対応していきます。
安全な収集体制の確保	スプレー缶やカセットボンベによる収集車などの火災防止や、割れたガラスなどによる収集作業員の怪我防止のため、危険物の排出方法の周知徹底を図ります。

F. 環境負荷の少ない適正処理	
個別施策	内 容
適正な運転管理	リサイクルセンター、最終処分場の適正な運転管理に努めます。 また、能代山本広域市町村圏組合に対して、中間処理施設（焼却施設、破砕処理施設）の適切な運転管理に努めるよう働きかけます。 焼却施設におけるダイオキシン類などの大気汚染物質の排出抑止については、特に慎重な対応に努めるよう働きかけを行います。
ごみ処理の広域化	効率的なごみ処理を行うため、引き続き施設規模に見合った広域的な取り組みを行います。
最終処分場の延命化	ごみの減量・リサイクルの推進のための施策で最終処分量を削減し、現有最終処分場の延命化を図ります。
最終処分のあり方	現有最終処分場は平成36年度で満杯となる見通しです。そのため、施設の広域化や民間委託も含めて今後の方向付けを行います。

3) 不法投棄の防止

G. 不法投棄の防止	
個別施策	内 容
不法投棄行為の周知	犯罪行為であることを認識させるため、マスメディアで積極的に取り上げてもらいます。
監視体制の強化等の検討	不法投棄の早期発見、防止を図るため、パトロールや啓発活動等を強化します。
ごみ処理相談業務の充実	ごみの分別及び処理方法についての相談業務の充実を図ると共に、それぞれの地域で選任された廃棄物等減量推進員と連携を取りながら、相談業務体制の確立を図ります。
クリーンアップの充実	ボランティアによるクリーンアップへの支援の充実を図ります。
マナーの向上	ポイ捨て禁止等の啓発活動を行い、子どもからお年寄りまで、マナー向上のための講習の機会を設けます。

② 市民・事業者・市の役割

市民、事業者は、目標達成に向け、以下に掲げる取り組みを推進していくものとします。

市は、これらの取り組みが円滑に行われるよう支援していくとともに、自らの事業の実施において率先した取り組みを行います。

市民の行動

ごみ減量の推進

- ・市及び団体等の啓発活動等に積極的に参加する。
- ・食事は適量調理し、作りすぎない。
- ・生ごみは十分に水切りし、雑草なども乾燥させてからごみに出す。
- ・風呂敷、マイバッグなどを積極的に活用する。
- ・簡易な包装に努め、過剰包装を辞退する
- ・必要なものを必要なだけ購入するよう心掛ける。
- ・できるかぎりごみの発生を抑えるとともに、廃棄する前にもう一度使えるよう工夫する。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなど不用品交換の機会を利用する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん 等）を積極的に選ぶ。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・集団資源物回収運動へ積極的に参加する。
- ・資源物の店頭回収や市の拠点回収を積極的に利用する。

適正処理の実施

- ・情報収集に努め、適正な排出について自ら学習する。
- ・隣近所と情報交換をし、助け合って行動する。

不法投棄の防止

- ・地域や市などのごみ清掃ボランティアに参加する。
- ・ごみ出しのマナー向上に努める。

事業者の行動

ごみ減量の推進

- ・マイバッグ運動、簡易包装促進運動に積極的に取り組む。
- ・ばら売り、はかり売りを推進する。
- ・使い捨て容器や食器の使用を抑制する。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。
- ・食べ残しを減らすためのPR活動を展開する。
- ・リサイクルしやすい素材を使用した商品づくりに努める。
- ・修理しやすく、繰り返し使用できる商品の開発、普及に努める。

リサイクルの推進

- ・資源物の自主回収システムを構築する。
- ・資源物の分別排出を徹底する。

不法投棄の防止

- ・市などのごみ清掃ボランティアに参加する。

市の行動

ごみ減量の推進

- ・市民、事業者の自主的な取り組みが円滑に行われるよう、情報提供などの支援を行う。
- ・市民を対象としたマナー講座やボランティア活動を企画し、市民の意識啓発を図る。
- ・子どもの頃からごみ減量、リサイクルに関する教育を行う。
- ・ごみ処理施設見学の利用促進を図る。
- ・ごみ減量化に取り組む団体の支援を検討する。
- ・コンポスト容器の推進を図り、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進する。
- ・学校給食の生ごみ減量・堆肥化を調査研究する。
- ・マイバック運動や簡易包装などを促進します。
- ・普段からごみを出さないライフスタイルの普及・啓発に努めます。
- ・食べ残しを減らすためのPR活動を展開する。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットの活用を促進します。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん（ビールびん、一升びん）の利用促進に努めます。
- ・環境への負荷が小さい製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努める。

リサイクルの推進

- ・新たな資源物の分別収集、資源化について調査研究を行う。
- ・集団資源物回収運動への支援を継続する。
- ・資源ごみの店頭回収や拠点回収について、維持整備を図ります。
- ・排出されたごみからの資源化を推進する。

適正処理の実施

- ・適正な排出の徹底を図る。
- ・収集運搬体制の効率化を図る。
- ・ごみ処理施設における適正な処理の実施と安全の確保に努める。
- ・資源ごみの回収量等を調査し、収集運搬体制を検討する。
- ・高齢者世帯のごみ処理の実情を調査し、収集運搬体制等について検討する。
- ・新たなごみ処理施設の整備について、1市3町で取り組みます。
- ・最終処分場の延命化工事を実施する。
- ・平成37年度以降の最終処分について、広域化も視野に入れた検討をする。

不法投棄の防止

- ・不法投棄の状況を調査し、マスメディア等を利用して再発防止を図ります。
- ・関係団体と協力して、不法投棄のパトロールや情報共有を図ります。
- ・市民及び事業者へ、適切な廃棄物の処理方法の情報提供に努めます。
- ・市民や事業所のボランティアによる清掃活動を支援します。

（２）し尿及び生活雑排水処理・・・・・・・・・・・・・・・・

1. し尿及び生活雑排水処理に係る理念について

すべての生物は、さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな土地など自然がもたらす恵みのなかで互いに調和し、生命を育んでいます。近年の人間の営みは、この調和のとれた地球環境に様々な影響を及ぼしています。

わたしたちは、毎日の生活が、環境に影響を与えていることを認識し、行動しなければなりません。

水は自然界において、降水、浸透、貯溜、流下、流入、蒸発等により循環し、その過程で汚濁物質が浄化されてますが、わたしたちの家庭生活や社会経済活動等様々な場面で利用されることにより、水環境への負荷が発生しています。

このため、生活雑排水等を適正に浄化処理することは、河川などの水環境を保全するとともに、わたしたちの快適な生活環境を確保する上で重要です。

よって、市民、事業者、行政は、自然環境とのかかわりについて理解を深め、地域の実情に合った生活雑排水等水処理施設の整備に取り組み、地域環境の保全に努めなければなりません。

2. し尿及び生活雑排水処理の基本方針について

公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽といった生活雑排水処理施設の整備については、平成28年に改定された「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、“効率的且つ効果的な整備”を推進していきます。

3. し尿及び生活雑排水処理人口の推移について

し尿及び生活雑排水処理人口の推移については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、次の表のとおりとします。

処 理 人 口	H29 まで	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
公 共 下 水 道	25,905	26,138	26,324	26,500	26,601	26,669	26,690	26,950	27,330	27,560	27,770
農 業 集 落 排 水	223	218	214	210	205	201	197	193	188	184	180
合併処理浄化槽	6,975	7,001	7,025	7,053	7,052	7,052	7,055	7,058	7,059	7,058	7,055
集合区域内浄化槽	5,531	5,414	5,293	5,168	4,972	4,773	4,569	4,364	4,156	3,639	3,122
汚水処理人口計	38,634	38,771	38,856	38,931	38,830	38,695	38,511	38,565	38,733	38,441	38,127
住民基本台帳人口	53,260	52,417	51,573	50,754	49,883	49,039	48,197	47,356	46,519	45,685	44,855
普及率(%)	72.56%	73.97%	75.34%	76.71%	77.84%	79.91%	79.90%	81.44%	83.26%	84.14%	85.00%

4. 基本目標について

汚水処理人口の目標については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、次のとおりとします。
なお、計画の期間については、平成 39 年度までとします。

事業種別	H39 末	
	処理人口（人）	普及率
公共下水道	27,770	61.91%
農業集落排水	180	0.40%
合併処理浄化槽	7,055	22.69%
集合区域内浄化槽人口	3,122	
計	38,127	85.00%

5. 目標達成に向けて

① 生活排水処理施設整備等に関する事業計画の基本的方向

【能代地域】

1. 下水道事業

全体計画に基づき整備を進めます。

全体計画面積	1,763ha
整備終了予定	平成 47 年度

2. 農業集落排水事業

整備が完了している「浜浅内地区」を管理・運営していきます。

3. 合併処理浄化槽設置事業

公共下水道事業全体計画区域から事業計画区域を除く区域は、「暫定区域」とし、公共下水道事業全体計画区域及び農業集落排水区域を除く区域は、「恒久区域」となります。

「暫定区域」は、個人設置型、「恒久区域」は、市町村設置型で整備を進めます。

【二ツ井地域】

経済判定による集合処理・個別処理の検討では、中心市街地で集合処理が有利となりましたが、すでに全域が合併処理浄化槽による整備が進んでおり、今後、集合処理で整備を進めることは難しいことから、今後も地域全体を合併処理浄化槽（市町村設置型）により整備を進めます。

② 生活排水処理施設整備手法

生活排水等を処理するための施設整備は、相当な期間や費用を必要としますが、市民生活においては、早期実現が望まれる事業であるため、生活排水処理施設整備事業の推進を図ることにします。

生活排水処理施設整備手法別比較につきましては、次項に掲げました。

③ 水洗トイレ改造融資あっせん制度

汲み取りトイレを水洗化したり、浄化槽を廃止して下水道等に接続する際の資金については、融資の上限額が100万円で返済回数が50回以内の融資あっせん制度を利用できます。利子は次に該当する場合、市が全額負担します。

- 1) 下水道を使用できることとなった日から3年以内に水洗化工事をする方
- 2) 浄化槽個人設置型補助金や市設置型で水洗化工事をする方

○ 生活排水処理施設整備手法別比較

区 分	下 水 道	農業集落排水	合 併 浄 化 槽		
			能 代 地 域		二ツ井地域
			暫 定 区 域	恒 久 区 域	
			個人設置型	市町村設置型	市町村設置型
対象地域	事業区域内	浜浅内地区	公共下水道事業全体計画区域 から事業計画区域を除く区域	公共下水道事業全体計画区域及 び 農業集落排水区域を除く区域	二ツ井地域全体
個人負担金 または 市補助金	宅地の面積による 480円／㎡ 179,000円 5ヵ年平均＝373㎡	浜浅内 40万円／戸	補助金制度 国基準額に上乗せした額 5人槽：442,000円(90,000円) 7人槽：561,000円(120,000円)	5 人槽：150,700 円 7 人槽：204,100 円	5 人槽：150,700 円 7 人槽：204,100 円
維持管理	市	市	個人	市 ※ブロワの電気料、修繕は自己負担	市 ※ブロワの電気料、修繕は自己負担
使 用 料 ※	約2,900円／月 (3人世帯, 17m ³)	約3,500円／月 (3人世帯, 17m ³)	自己負担額 5 人槽＝約3,800 円 7 人槽＝約4,500 円 ※法定検査、保守点検、清掃料の月平均額	5 人槽＝約2,800 円 7 人槽＝約3,900 円	5 人槽＝約2,800 円 7 人槽＝約3,900 円

※公共下水道、農業集落排水の使用料は平成28 年4 月から、市町村設置型合併処理浄化槽の使用料は平成28 年7 月からの料金です。
市町村設置型合併処理浄化槽の使用料は、公共下水道の標準世帯の使用料と整合を図っています。